○総務省令第百五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博

登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七号第三の二の表地上基幹放送局の項中「デジタル放送に限る。）」の下に「及びマルチメディア放送」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百六号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合において当該申請者が地上基幹放送の業務を行う場合

第四条の次に次の一条を加える。

（移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第四条の二　申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。）の合計が十三を超えない場合

二　基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

第八条第二項に次の一号を加える。

三　移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者又は移動受信用地上基幹放送事業者の議決権を有する場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「含む。」の次に「次号において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　申請者たる認定放送持株会社の子会社が移動受信用地上基幹放送の業務を行う場合において当該申請者が地上基幹放送の業務を行う場合

第五条の次に次の一条を加える。

（認定放送持株会社の子会社が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第五条の二　申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号の総務省令で定める場合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第四条の二のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博

第1の1⑴ウに次のように加える。

なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに影像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

第1の2中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　移動受信用地上基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される移動受信用地上基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し移動受信用地上基幹放送を行う機会を開放する。

また、移動受信用地上基幹放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

第3の2⑸の表中

「該放送に係る技術等を考慮して定める数	」を

「10程度(注)」に改め、同表に注として次のように加える。

(注)　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第28条第1項に規定する13セグメント形式のＯＦＤＭフレームにおける放送番組の数を3、同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のＯＦＤＭフレームにおける放送番組の数を7とした場合の数。

○総務省告示第三百五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博

第1の3中「12」を「13」に改める。

第1の4中「13(3)」を「14(3)」に改める。

第1中13を14とし、8から12までを1ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

8　マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。）に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は次のものとする。

207.5MHz以上222MHz以下の周波数